

岐阜県 中小企業情報

2009 12

VOL.602

発行：2009年12月25日



第61回中小企業団体全国大会（千葉市・幕張メッセ）

目次

中央会の動き	2~3
組合等の動き	3
東濃支所だより／青年中央会通信	4
会員組合紹介／組合Q & A	5
11月の景況調査	6~7
先進組合事例	8
専門家's eye	9
事務局だより	10~11
県信用保証協会からのお知らせ	12

[発行所]

岐阜県中小企業団体中央会

岐阜市数田南5丁目14番53号 岐阜県民ふれあい会館 8階
TEL 058-277-1100(代) FAX 058-273-3930
URL <http://www.chuokai-gifu.or.jp>

『激動のとき 今こそ発揮 団結の力!』・中小企業団体全国大会

全国中小企業団体中央会と千葉県中小企業団体中央会は、11月19日に千葉市の幕張メッセで「第61回中小企業団体全国大会」を開催し、全国の中小企業団体の代表ら約3,300人が参加した。本県からは、本会の辻正会長をはじめ、大垣市鉄工(協)、関工業団地(協)、物流ネットワーク中部(協)、県可児工業団地(協)、川崎岐阜(協)が参加した。

開会にあたり、全国中央会の鶴田欣也会長から主催者あいさつがあり、千葉県の森田健作知事から歓迎の言葉が述べられた。また、直嶋正行経済産業大臣をはじめ関係機関の代表ら多数の来賓が臨席し、直嶋大臣からは「資金繰り対策、雇用対策、ものづくり支援など、中小企業担当大臣として必要な施策を全力で推進したい」旨の力強いご祝辞があった。

議案審議では、決議案に関連して「景気対策の実施とものづくり支援の強化について(千葉中央会・篠原副会長)」、「連携組織対策、資金繰り対策、中小企業税制の充実強化について(岩手県中央会・鈴木会長)」、「中小企業に配慮した労働対策の推進、中小商業・サービス業対策の充実について(富山県中央会・黒田会長)」の意見発表が行われた。上程された16項目の決議案は原案どおり可決決定し、決議事項の早急な実現を求める『大会宣言』が採択された。決議事項は次のとおり。

I. 経済危機の克服、中小企業・組合の活力強化、中央会の機能強化

1. 経済危機に対する中小企業対策の強化
2. 持続的成長に向けた中小企業予算の大幅な増額
3. 連携・組織化政策の抜本的強化、組合制度の充実
4. 中小企業団体中央会の機能強化

II. 中小企業に配慮した雇用対策等の推進

1. 中小企業に配慮した雇用対策の推進
2. 安心できる社会保障制度等の見直し

III. 公正な競争環境の整備

1. 下請法の整備・機能強化と取引適正化の徹底
2. 不当廉売等への迅速かつ実効性ある対処
3. 地元中小企業と官公需適格組合の受注機会の増大実現

IV. 中小企業の経営力の向上

1. 中小企業のIT活用支援の強化・拡充
2. 資金繰り対策の継続及び中小企業金融機能の拡充
3. 中小企業の事業継続・活力維持・成長力強化に向けた税制支援の拡充強化
4. 中小企業に配慮した労働・教育政策の推進
5. 商店街及び中小小売商業の活性化支援の拡充
6. 中小流通業・サービス業振興対策の強化
7. 中小企業の社会的課題対応への支援強化

また、優良組合38組合、組合功労者67名、中央会優秀専従者33名に対す表彰式も行われた。本県の被表彰者は次のとおり。

▽優良組合＝西濃電気工事協同組合(高橋勤理事長)▽組合功労者＝和田繕長氏(協)高鷲観光協会・前理事長)、▽中央会優秀専従者＝森瀬融氏(組織支援チーム・サブリーダー)

第62回全国大会は、平成22年11月18日(木)に奈良県奈良市の「なら100年会館」で開催されますので、ご参加いただけますようお願い致します。

なお、各項目の具体的な要望事項については全国中央会ホームページ(http://www2.chuokai.or.jp/hotinfo/j-091119_61taikai.htm)をご覧ください。

中央会・理事会及び役員交流会を開催

中央会は、11月27日の16時から岐阜市長良の岐阜グランドホテルで、理事会及び役員交流会を開催し、役員ら約60人が出席した。

理事会

開会にあたり辻正会長は、「我が国企業の99.7%は中小企業で雇用従事者は7割を占めているが、中小企業への予算は3,000億円しかないの、全国中央会などと連携して充実強化を国等に訴えていく。また、先日ものづくりテクノフェアが大垣市で開催され、大塚ホールディングス(株)の大武代表取締役副会長の講演を拝聴した。大武副会長からは『年配者は国内のマーケットをやれ。後継者や若手社員は海外に出しなさい。そうしないと日本の先行きはなし』との話があり、大変感銘を受けた。この後に行う知事との懇談会を有益な時間にしていただきたい。」とあいさつした。次に新規加入組合等の承認など議案審議に入り、全議案とも異議なく可決決定した。また、県労働局及び県教育委員会より、県内高卒者の求人拡大についての説明が行われた。

続いて、県商工労働部の江崎禎英部長より「岐阜県経済の現状」をテーマに講演会を開催した。

江崎部長は4月から毎月見直しを行っている資料を提供し、各種データと現場を見て感じた情報を基に県経済の現状を解説。「日本が不況を乗り越えるためにやってきた無駄を減らして効率化し、良いものを作るというビジネスは見込

み生産モデルで、これは中国に負けてしまう。これからは必要な物を必要な分だけ作る流通先行モデルが増えてくると思う。お客をつかまえるということはどういうことか考えていただくと次の展開が見えてくるのではないかと。県では電子商取引による販路拡大を支援するため『産業活性化資金(電子商取引支援枠)』を創設した。また、事業を継続するかそれとも清算するか今後の方向性について悩んでいる事業者向けに『再生等支援事業』も行っている。これらを上手く活用してもらい、良い結果につなげて欲しい。何もアクションを起こさずじっと我慢をしているのが一番危険である。」と説明した。



役員交流会

理事会に続いて、古田肇岐阜県知事をはじめ多数の来賓を迎えて役員交流会を開催した。古田知事は「リーマンショックから1年が経ち、県も厳しい財政状況の中で、景気対策や雇用対策を頑張っている。10月にはインターネットモールを活用したビジネスチャンスを支援するため楽天と提携した。東南アジアでの県産品販売も好感触を得ている。来年は豊かな海づくり大会、APEC中小企業大臣会合で国内外から多くの来岐者が予想され、また、上海万博では岐阜県ブースを設置してPRしていくので、各方面から協力をお願いしたい。」とあいさつした。

会場では、古田知事らを囲んで各業界の現状や今後の見通しなどについて本会役員との意見交換が行われた。

新規加入組合等

▽可児造園協同組合（可児市、11名）▽東濃米穀協同組合（多治見市、92名）▽岐阜中小企業交流事業協同組合（羽島市、41名）▽ファッションエクセル協同組合（岐阜市、4名）▽岐阜県素材流通協同組合（岐阜市、28名）▽テクニカルコーオペレーション協同組合（岐阜市、68名）▽美濃市ガス販売事業協同組合（美濃市、8名）▽奥美濃カレー協同組合（郡上市、23名）▽協同組合飛騨林業の家（下呂市、9名）▽平和ソーイング協同組合（神戸町、4名）▽ビーフォーアパレル協同組合（輪之内町、5名）▽乙坂ソーイング協同組合（大垣市、4名）
（ ）内は所在地、組合員数

官公需フォーラムを開催

中央会と岐阜県建設関連業団体部会（戸島一博部会長）は、中小企業の官公需確保を支援するため「官公需フォーラム」を11月24日にグランヴェール岐山で開催し、部会員ら約50人が参加した。

第1部は、部会員と県担当者との懇談会を行った。戸島部会長のあいさつに続き、県土整備部の山本馨土木技監は、「国政は政権交代により“コンクリートから人へ”をキャッチフレーズに政策転換が行われ、公共事業を取り巻く環境はより一層厳しくなっている。また、県財政においても今年度570億円の財源不足が見込まれている。基金等を取り崩して対応しても来年度以降において310億円の財源不足額が残るため、職員給与の抑制や更なる経費削減が求められている。県土整備においてはゲリラ豪雨等の災害対策に重点を置き、県民の安全・安心のための事業を行っていく。また、従来からの橋梁施設や公共施設の維持管理など必要な事業には、厳しい財政状況であるがしっかりと対応していくので、今後も協力をお願いしたい。」とあいさつした。続いて、各部会員から出された11項目の要望事項に対する回答が県担当者からなされた。

第2部の県議会幹部議員との懇談会では、早川捷也議長をはじめ、大野泰正（総務）、佐藤武彦（企画経済）、村下貴夫（厚生環境）、森正弘（農林）、矢島成剛（土木）、平岩正光（教育警察）の各常任委員長、部会顧問の猫田孝県議並びに中村慈県議に出席を賜り、各部会員から要望を行った。出席議員の方々からの発言に続いて、猫田部会顧問は「要望の中には難しい問題を含んだものもあるが、期待に沿うように努力していきたい。県財政は逼迫しており、予算の削減により建設関連予算の見通しも立たない状況ではあるが、経費節減や基金の取り崩しにより補填を行い対応したい。また、業界を取り巻く各種制度の見直しは、お金をかけないで効果をあげられるため、議会として積極的に行いたい。」と所見が述べられた。



組合等の動き

ものづくり岐阜テクノフェア2009が開催される

中央会が後援する「ものづくり岐阜テクノフェア2009」が11月13・14日に大垣市総合体育館周辺で開催された。

今年は「世界に雄飛する企業を目指して～人と地球に優しいモノづくり」をテーマに、世界に誇るものづくり技術・製品・研究開発成果などを公開し、企業間のビジネスマッチングを図ること、産学官連携による新事業・新技術の創出や人材確保に貢献するために行われ、企業や研究機関をはじめ、組合関係では岐阜県陶磁器工業（協連）などが出展した。

来場者は3万人を超え、会場では新商品などを見て自社と連携できる部分はないか、自社製品を販売できる場所はないかとブースを奔走する様子や、担当者に質問をする姿などが多く見られた。

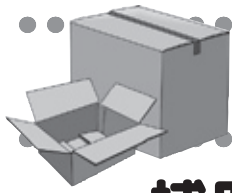


JR岐阜駅の物産展に3組合が出展

岐阜市制120周年記念「第8回岐阜市まるごと環境フェア」が岐阜市文化センターやJR岐阜駅などで11月14・15日に開催された。15日にはJR岐阜駅で岐阜の特産品の販売や地産地消の推進を図るため物産展が開かれ、3組合が地元製品のPRを行った。

出展したのは、岐阜市商連、岐阜中央青果卸（協）、岐阜水産物商業（協）で、地元野菜や鮎の甘露煮などの特産品を販売した。岐阜水産物商業の高橋事務局長は「我々の組合がどんな活動をしているか知ってもらいたい機会なので、今後も様々なイベントに積極的に出展し、PRに努めたい。」と感想を語った。





東濃支所だより



補助事業を活用してチャレンジする組合

今、組合を訪問して状況をお伺いするとどこも厳しいと言われます。今後の組合運営についてお尋ねすると、方向性は大きく2つに分かれます。1つは、組合の体力のあるうちに何か新しい事業を見つけチャレンジして活路を見出そうとする組合、もう1つは状況が変化するのを冷静に見守っている組合です。そこで、今月は補助事業を活用して新しい顧客開拓を目指す「東濃紙器段ボール箱協同組合」の取り組みをご紹介します。

岐阜県東濃地域は、「美濃焼」を地場産業として発展してきた地域であり、原材料、メーカー、商社、印刷、包装資材、紙器等関連業者が相互に関連し合い、地域住民の労働の場として文字通り、基幹産業を形成してきました。しかし、この美濃焼産業の出荷額の減少と比例するように関連業種の売上も減少し、陶磁器産業に依存してきた弊害が生じています。当該組合も例外ではなく、組合員のほとんどが地場産業である美濃焼業界を顧客としており、美濃焼の出荷量が全盛期に比べると、大幅に落ち込んでいることが現在の厳しい状況の要因の一つとなっています。また、組合員は中小零細規模であるため、資金難もあり、美濃焼産業に代わる顧客の開拓に十分取り組めていません。従って、組合の共同事業として新たな顧客、市場の開拓を図るなどにより「脱・陶磁器」を目指すことを目的に、昨年度より国の補助金を活用した「新事業活動促進支援事業」に取り組んでいます。

組合としての戦略は「単なる箱（ボックス）ではなく機能性を付加する」こととしていますが、新しい販路開拓のためには、展示会への出展などにより陶磁器業界以外の市場ニーズを把握・分析することが必要です。これまでの紙器容器製造技術を駆使しながら、機能性・デザイン力、更には世界的な課題である「エコ」を意識した茶葉などを原料に使用しリサイクルするような環境に配慮した紙器容器を開発し、新市場の開拓を目指しています。また、見本市に出展できなかった組合員にも研修会という形で情報を還元しています。

中央会は、当該組合の活動を様々な面からサポートをしていきます。

青年中央会通信

がんばる青年部！

～岐阜県プラスチック工業組合 青年部～

岐阜県プラスチック工業組合の青年部は、毎年、研修会や視察など、青年部員の資質向上などを目的に活動を続けています。

本年5月の『第28回通常総会』における役員改選で、服部健夫さんに代わり、宇野兼史さんが新たに青年部長に就任されました。

宇野部長は、「変化の激しい経済環境、厳しい経営環境の中で、次代を担う青年部員は様々な課題や問題に視野を広めていく活動が求められている。本年度は、工場の危機管理対策に焦点を当て、自己研鑽に取り組みたい」と抱負を述べられていました。



宇野部長

早速、本年7月と10月に、『企業における危機管理』と題して、太平洋工業株式会社の米山朋也氏を講師に招き、危機管理体制づくりに関する研修会を開催。今後、発生が予測される東海・東南海大地震への対応、新型インフルエンザへの対応など、不測の事態に企業（工場）が操業停止に追い込まれないためのリスクマネジメント等について、米山氏の実体験に基づいた話に加え、自社での全社防災訓練などの取り組みの紹介があり、危機管理に関する貴重なノウハウを学んでいます。さらに、来年2月頃には、ものづくり関連の企業視察を計画しており、見聞を広めることとしています。

「現在、青年部員は27名。以前と比べて減ってきているが、来年度も引き続き青年部員の資質向上、青年部員の個々企業の経営に役立つ研修会などの企画を積極的に提案・実施し、青年部ならではの発想で活発な活動を続けていきたい」と、宇野部長。また、元部長として青年部を引っ張ってこられた児山成広さんも、「青年中央会等の研修会にも積極的に参加し、懇親を深め、知識等をどんどん吸収できれば」と語っておられ、青年中央会の行事にも当青年部の方々が積極的に参加していただいています。青年中央会としても、今後、当青年部の活動をサポートさせていただきます。

頑張っている仲間達

中央会の会員組合を紹介します！



本会は、多種多様な業種・業態の組合等が会員となっており、これが本会の特徴でもあります。各組合がその特徴を活かし日々活動を続けていますので、皆様の仲間を紹介します。

岐阜県眼鏡商業協同組合

■理事長：木方伸一郎 ■住所：岐阜市本町3丁目14番地6
■組合員数：72人 ■TEL：058-263-0052 FAX：058-265-1665
■設立年月日：1962年11月2日 ■URL：<http://www.chuokai-gifu.or.jp/megane/>

☆堀江副理事長に話を聞きました☆

当該組合は、県内の眼鏡小売店が岐阜県眼科医会と共に「県民の目の健康に役立つメガネ販売」を最大の目的として誕生した組合です。

組合員は、岐阜県眼科医会指定店としてお客様に対し適切なアドバイスと最も適した眼鏡を提案しており、その技術を維持するため、岐阜県中央会の技能認定実施要綱に基づき岐阜県知事が認定する「岐阜県眼鏡士」制度を行っています。

組合では、5つの委員会（社会貢献、店頭戦略、メディア戦略、講習会運営、フィッティング開発）を組織して様々な活動を行い、また、青年部及び女性部も組織しています。平成19年12月には「眼鏡装飾者のフィッティングに必要な頭部形状の測定を行う顔面測定器」を開発しました。開発の背景には、量販店との差別化を図るには眼鏡を扱う技術を活かすこと、また、眼鏡は鼻や耳のかけ具合が人によって様々でこの調整に時間を要していたことなどがあげられます。その後、検証や改良を加えて2号機の試作機を完成させました。お客様のフィッティングデータを保管することにより、お客様をお待たせすることなくフィッティングすることが可能となり、また、測定値を保管しておくことで、顧客からの新規オーダーにも柔軟に対応できるようになりました。

組合では「顔面測定器」を安価に製作していただける企業を求めています。詳しくは、組合担当者までご連絡をお願いします。

◎連絡先：堀江メガネ（Tel 058-266-7977）



組合 Q&A

○BCP（事業継続計画）について

BCPとは、企業が災害や事故などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。BCPは新型インフルエンザ対策にも有効です。また、中小企業庁では「新型インフルエンザ対策のための中小企業BCP策定指針」を作成していますので、是非ご活用下さい。

○新型インフルエンザ対策について

厚生労働省では、「新型インフルエンザに関する事業者・職場のQ&A」をホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/index.shtml>）に掲載しています。

◎職場で取り組むべき新型インフルエンザ対策にはどのようなことがありますか？

A 事業者においては、労働者の健康管理を徹底するとともに、感染機会を減らすための工夫の検討として、例えば「発熱症状のある方については、医師の指導に従って、休暇を取得の上、自宅で療養してもらうなどの対応を検討していただくこと」が考えられます。また、それぞれの事業者において、感染状況を注視するとともに、手洗いや咳エチケットの周知、職場の清掃などに取り組んでいただく必要があると考えます。

その他、職場における感染防止策について

- ・労働者へ教育・普及啓発を行う
- ・欠勤した労働者本人や家族の健康状態の確認（発熱の有無や発症者との接触可能性の確認）や欠勤理由の把握を行い、本人や家族が感染した疑いがある場合には連絡するよう指導する
- ・労働者の子どもが通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該労働者の勤務への配慮を行う等の対応が考えられます。

ホームページでは、その他にも「労働者が業務上インフルエンザに罹患した場合、事業者は、安全配慮義務違反に問われるの?」「新型インフルエンザに関連して労働者を休業させた場合、休業手当の支払いは必要?」などの対応策も掲載されていますので、参考にして下さい。

景況レポート

平成21年
11月末
調査
(前年同月比)

中小企業団体情報
連絡員85名（うち
82名分の集計）の
情報連絡票から

〔Ⅰ〕11月の特色

◆ 景況感D I 値
～マイナス70台続く～

〔Ⅱ〕11月の概況

当月の景気動向を前年同月比景況感D I 値で見ると、好転1、悪化79でD I 値はマイナス78となり、前月のマイナス77に対し、1ポイントの悪化となっており、景況感D I 値は依然、低調横這い状態が続いている。

なお、景況感が好転したと回答した業種は広告美術のみで、景況感が悪化した業種は65業種となっている。

主要な調査項目を見ていくと、売上高D I 値はマイナス71で前月比1ポイントの改善、販売価格D I 値はマイナス49で前月比1ポイントの改善、収益状況D I 値はマイナス72で前月比4ポイントの改善、資金繰りD I 値はマイナス54で前月比5ポイントの悪化となり、資金繰りを除く主要調査項目において改善となった。

業種別に見ると、非製造業の雇用人員を除く全ての調査項目においてD I 値マイナス30以下の「悪化」となっている。

コメントからは、依然、需要の停滞、消費の低迷、消費者の買い控えによって厳しい経営環境が続いているとの報告が多い中、前月に引き続き、低価格受注の増加、価格競争の激化、販売価格が低下しているとの報告も多くなっている。

また、当月は円高の影響による売上減少、資金繰りが厳しくなっているなどの報告もあった。

<主な調査項目での動向>

売上高の動向は、前年同月比で増加7、減少78でD I 値はマイナス71となり、前月のマイナス72に対し、1ポイントの改善となっている。

売上が増加した業種は、6業種となっており、東濃ひのき、医薬品卸、共同店舗（東濃）、生花販売、広告美術、産直住宅（東白川地区）となっている。

売上が減少した業種は、64業種あり、特に繊維・同製品、窯業・土石、鉄鋼・金属、一般機械、小売業、商店街、建設業、サービス業、運輸業に減少が多い。

販売価格の動向は、前年同月比で上昇1、低下50でD I 値はマイナス49となり、前月のマイナス50に対し、1ポイントの改善となっている。

販売価格が上昇した業種は、牛乳・乳製品のみである。

販売価格が低下した業種は41業種あり、特に一般機械、小売業に低下が多い。

収益状況の動向は、前年同月比で好転3、悪化75でD I 値はマイナス72となり、前月のマイナス76に対し、4ポイントの改善となっている。

収益状況が好転した業種は、プラスチック、生花販売、広告美術である。

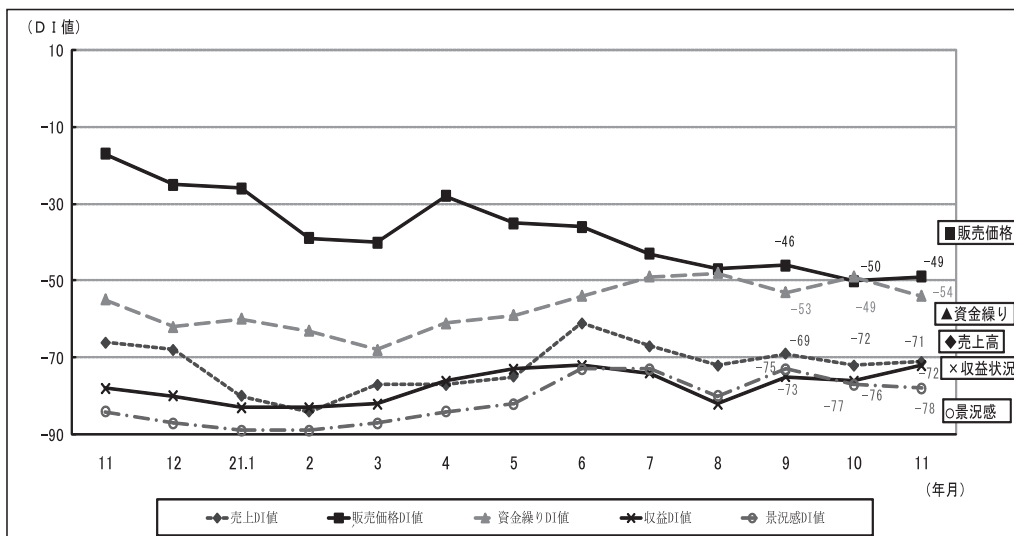
収益状況が悪化した業種は62業種あり、特に繊維・同製品、窯業・土石、鉄鋼・金属、一般機械、小売業、商店街、建設業、運輸業に悪化が多い。

資金繰りの動向は、前年同月比で好転2、悪化56でD I 値はマイナス54となり、前月のマイナス49に対し、5ポイントの悪化となっている。

資金繰りが好転した業種は、機械・工具販売、広告美術である。

資金繰りが悪化した業種は46業種あり、特に窯業・土石、一般機械、商店街、建設業、運輸業に悪化が多い。

売上高、販売価格、収益動向、資金繰り、景況動向 D I 値の推移 (前年同月比)



県内中小企業主要業種の景気動向

(11月末調査)

表の見方

好転 $+30 \leq DI$
 やや好転 $+10 \leq DI < +30$
 変わらず $-10 < DI < +10$
 やや悪化 $-30 < DI \leq -10$
 悪化 $DI \leq -30$

○：増加、上昇、好転、拡大
 △：不変
 ▲：減少、下降、悪化、縮小

製造業	売上高	販売価格	収益状況	資金繰り	雇用人員	景況感
DI値						

非製造業	売上高	販売価格	収益状況	資金繰り	雇用人員	景況感
DI値						

区分	業種	調査項目					
		売上高	販売価格	収益状況	資金繰り	雇用人員	景況感
食料品	牛乳・乳製品	▲	○	▲	△	△	▲
	豆腐	△	△	▲	△	△	▲
	食肉(国産)	▲	▲	▲	▲	△	▲
	菓子	▲	▲	▲	△	△	▲
	米	△	△	△	△	△	△
繊維・同製品	寒天	△	△	△	△	○	△
	製麺	▲	△	▲	▲	△	▲
	ニット工業物	▲	△	▲	△	▲	▲
	毛織物	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	合成繊維織物	▲	△	▲	▲	△	▲
木材・木製品	メンズアパレル	▲	△	△	△	△	▲
	婦人・子供服	—	—	—	—	—	—
	縫製(既製服)	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	製材	▲	△	△	△	△	▲
	銘木	▲	▲	▲	△	△	▲
紙紙加工品	製材・素材生産	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	家具(飛騨地区)	—	—	—	—	—	—
	東濃ひのき	○	△	△	▲	△	△
	家庭紙	△	△	△	△	△	△
	特殊紙	▲	▲	▲	▲	△	▲
印刷	紙加工品	—	—	—	—	—	—
	印刷	▲	▲	▲	▲	△	▲
	化学ゴム	▲	▲	△	△	▲	▲
	窯業・土石	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	窯業原料	▲	▲	▲	▲	▲	▲
鉄鋼・金属	窯業原料	▲	△	▲	▲	▲	▲
	石	▲	△	▲	▲	▲	▲
	生コンクリート	▲	△	▲	▲	▲	▲
	砂利生産	▲	△	▲	▲	△	▲
	砕石生産	▲	▲	▲	▲	▲	▲
一般機械	铸件	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	刃物等金属製品(輸出)	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	刃物等金属製品(内需)	▲	△	△	△	△	△
	メッキ	▲	△	▲	△	▲	▲
	県金属工業団地	△	▲	▲	▲	▲	△
電気機器	可児工業団地	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	金型	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	電気機械器具	▲	▲	▲	△	▲	▲
	輸送用機器	▲	△	▲	▲	▲	▲
	各種物産品(観光)	△	△	△	△	△	▲
物産品	各種物産品(ギフト)	▲	△	▲	▲	▲	▲

区分	業種	調査項目					
		売上高	販売価格	収益状況	資金繰り	雇用人員	景況感
卸売業	医薬品卸	○	△	△	△	△	△
	電設資材卸	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	陶磁器産地卸	▲	△	▲	△	△	▲
	機械・工具販売	△	▲	△	○	△	△
	小売業	青果販売	▲	▲	▲	△	△
小売業	水産物商業	▲	▲	▲	▲	△	▲
	家電機器販売	▲	▲	▲	▲	△	▲
	メガネ販売	▲	▲	▲	▲	△	△
	中古自動車販売	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	石油製品販売	▲	▲	▲	▲	△	△
商店街	共同店舗(東濃)	○	▲	△	△	○	▲
	共同店舗(飛騨)	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	生花販売	○	▲	○	△	△	△
	岐阜市商店街	▲	▲	▲	△	△	▲
	大垣市商店街	▲	▲	▲	▲	△	▲
サービス業	多治見市商店街	▲	△	▲	▲	△	▲
	恵那市商店街	▲	△	▲	▲	△	▲
	高山市商店街	▲	▲	▲	▲	△	▲
	自動車車体整備	▲	△	△	△	△	▲
	自動車タイヤ整備	▲	△	▲	▲	▲	▲
ビジネス業	長良川畔旅館	△	▲	▲	△	△	▲
	下呂温泉旅館	▲	△	▲	△	△	▲
	高山旅館	▲	▲	▲	▲	△	▲
	クリーニング	▲	△	▲	▲	△	▲
	広告美術	○	△	○	○	△	○
建設業	情報サービス業	▲	▲	▲	▲	△	▲
	映像制作	▲	△	△	△	△	△
	飲食業	▲	△	▲	△	△	▲
	ビルメンテナンス	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	理容・美容業	▲	△	△	△	△	△
運輸業	土木(岐阜地区)	▲	△	▲	▲	▲	▲
	土木(飛騨地区)	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	土木(東濃地区)	△	△	△	△	▲	△
	建築設計	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	鉄構造物	▲	▲	▲	▲	▲	▲
運輸業	電気工事	▲	△	▲	▲	△	▲
	管設備工事	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	建築板金	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	木製建具	▲	▲	▲	▲	△	△
	産直住宅(東白川地区)	○	△	△	△	△	△
運輸業	軽運送(県域)	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	貨物運送(県外)	▲	▲	▲	▲	▲	▲

※中小企業団体情報連絡員85名(うち82名分の集計)を対象にまとめたものです。

全国の先進組合事例を紹介!!

香川県建築設計協同組合

少数精鋭のプロ集団が県営住宅管理

【背景と目的】

本組合は、各組合員がそれぞれ建築士資格を所有するプロフェッショナル集団であるが、建築不況のあおりを受け、建築受注確保が困難になってきた。そこで、組合員の仕事量拡大を図るべく、県営住宅の管理業務を申請した。については、各種の選定基準に適合するべく、内部体制を整え、それぞれの業務について、組合員を割り当てた。従前の管理者より人員を大幅に縮小し、少数精鋭体制にして、個々人の能力を発揮できる組織運営をしているのが特徴である。

平成18年6月1日から約3年間、香川県営住宅の指定管理者として選定され、各種の業務を遂行している。これらについての香川県からの年間委託料は、443,814千円であり、従前の管理者よりも約8,000万円の費用低減を実現している。

【事業・活動の内容】

委託されるそれぞれの業務について、従前の管理者では見られなかった新たな提案を行っている。例えば、「県営住宅の入居者の募集に関する業務」については「インターネットの活用による情報提供」、「入居者からの苦情処理等その他県営住宅等の管理運営に関する業務」については「入居者への住まい相談業務」などである。

日頃から、巡回管理人を通じて入居者の意見を伺うよう努めている。住民からは、数年来の課題である「ペットの飼育の禁止」問題や「不法駐車防止」問題について、積極的に

対応していると評価されている。

警備保障会社と連携し、24時間体制の緊急連絡体制を整備しており、台風災害や火災発生などの緊急時には、緊急連絡体制に基づき、現場に即時出動する。香川県の担当部局とは毎月定例会を行い、情報の共有等を確保している。

【成果】

指定管理者の申請時点では、どちらかと言えば、代表理事がリードする感もあったが、本事業への理解が深まるにつれ、組合全体としての活性化が達成されつつある。これまでに経験したことのない集金業務等について、当初は組合員に不満もあったが、最近では一定の理解を示している。

なお、他の業界と同様、建築士業界も後継者問題に悩まされており、この点、本事業に活路を見出したい。

ポイント	指定管理者として、香川県の県営住宅の管理業務を委託され、各種の業務を少数精鋭体制で遂行し、従前の管理者よりも約8,000万円の費用低減を実現		
住所	香川県高松市磨屋町6-4		
URL	http://www.chuokai-kagawa.or.jp/~sekkei/		
電話	087-822-7346	FAX	087-823-0712
組合員	31人	設立	昭和50年4月

新潟県環境整備事業協同組合

災害時における廃棄物の無償収集運搬による社会貢献

【背景と目的】

企業の社会貢献あるいは地域との共生が求められる昨今、組合としてもCSR(企業の社会的責任)の一環として取り組む必要があると認識し、当該事業をスタートした。その目的は、災害時において無償で(概ね1週間)し尿・浄化槽・一般廃棄物の収集運搬を行うことにより、業界ならびに組合の地域貢献と社会的地位の向上を図るものである。

当該組合員企業は、それぞれ市町村からの委託や許可によって事業を行っている。また災害時における当業界の機能の重要性を考えると、協同組合を中心とする社会貢献活動が、業界の社会的地位の向上につながるものと期待できる。

【事業・活動の内容】

平成7年の阪神・淡路大震災におけるし尿や廃棄物の運搬処理の重要性を鑑み、平成16年6月、新潟県と「災害時における一般廃棄物の収集運搬に係る無償救援等に関する協定」を締結した。体制作りにおいては、組合内に緊急時の防災体系図(連絡網)を作成し、支援依頼の方法等を確立した。

協定直後の平成16年7月、豪雨による災害時に、三条市へ40車両163人、栃尾市に5車両10人、見附市へ13車両752人を派遣。平成16年10月の中越地震において、県内10市町村に1ヵ月以上にわたり372車両752人を派遣。平成19年7月の中越沖地震において、3ヶ月にわたり245車両を派遣した。

【成果】

①社会的認知度の向上、②組合員の団結、③CSR意識の浸透、が成果としてあげられる。また、県との関係において、相互の情報提供・共有と協議により、お互いの事業に関する理解が深まった。

組合においては、災害時のし尿や家庭ゴミの収集運搬処理体制について、ノウハウの蓄積が行われ、組合員においては、CSRや社会貢献の重要性について理解が深まった。また組合員企業の社会的存在意義について認識を新たにすることができ、モチベーションの向上に寄与した。

成功要因は、協定に対する組合員の意識の共有が図られたこと、および協定直後に災害が発生し、準備のない中で活動を開始せざるを得ず、実践的に対応力が向上したことにある。

ポイント	阪神・淡路大震災におけるし尿や廃棄物の運搬処理の重要性から、業界のCSRや社会貢献の一環として県と無償救援協定を締結。直後の中越地震災害等でその力を発揮		
住所	新潟県新潟市中央区万代4-9-6		
URL	-		
電話	025-255-1004	FAX	025-255-1014
組合員	98人	設立	昭和48年2月



退職金規程 火種がくすぶっていませんか？

特定社会保険労務士・行政書士 岡本 真仁

「退職金規程」、普段はあまり気にされないものです。それゆえ、火種がくすぶっていても、なかなか気付かれない場合があります。

しかし、金額的にも大きな問題をはらんでいる場合が少なくありません。

今回は、そうした退職金規程に関わる事項を紹介させていただき、皆様の会社で同様な事がないかをご検証願いたいと存じます。

1. 退職金規程と運用が合っていない

ある会社様の退職金規程を抜粋したものです。

(退職金の計算方法)
退職金は、別表の退職金額表により、勤続年数に応じて支給額を決定する。
(退職金の支払方法)
退職金は原則として一括払いとする。

よくある退職一時金「全額を現金支給する」規程のように見えます。

しかし、この会社様では数年前に、中退共（中小企業退職金共済制度）の利用を始められています。

総務のご担当者様は、規程により決定された支給額と中退共から支給される共済金額との「差額のみを現金支給するつもり」だそうです。「それを示すような文言は、規程の中に一切入っていません！」。

中退共は、平成20年度において37万8千社もが利用されています。また、各種経済団体が運営母体となっている特退共（特定退職金共済制度）も多くの企業様が利用されているでしょう。

外部積立制度を利用されている企業様は特にですが、退職金規程と運用の整合は大丈夫でしょうか。

2. 適格退職年金制度の移行が済んでいない等

適格退職年金制度は平成24年3月31日までに他制度に移行する必要があります。

厚生労働省が平成20～21年にかけて行ったアンケートによると、移行が済んでいない企業数は約3万社弱、その多くは検討中であるが規模が小さくなるほど検討できていない割合が高くなるということです。なお、検討に着手していない理由として「まだ時間がある」との回答

が少なくないようですが、検討着手から手続き完了まで1～2年要したという回答が多かったようです。

「解約してしまえばいい」と思われている会社様も少なくないかもしれません。しかし、多くの問題点が生じてしまう可能性が大きいことに十分ご留意願います。

なお、移行が終了した会社様におかれても、これまでの適年受託機関の商品を利用して移行した場合は大丈夫でしょうが、別機関（中退共等）に移行した場合、上記1のような退職金規程との運用が合っていない状態が生じやすいので、そうした企業様は今一度確認をお願いします。

3. 退職金制度を変更したい、もしくは変更した

退職金規程の支給水準が非常に重いものである事を認識され、給付水準を見直したい、もしくは既に見直しを行った場合、少なくとも以下の点に留意され、もしくは再検証をお願いします。

(1) 一方的な支給水準引下げは問題

退職金の支給水準を引き下げることは慎重に行う必要があります。なぜならば、従業員の同意なくして、一方的に労働条件の引下げ等の不利益変更を行うことは禁じられているからです。

(2) 従業員の同意が必要

逆を言えば「従業員の同意があれば、支給水準の引下げも含め、退職金規程の変更は可能」ということです。労働組合がなければ従業員との個別合意が必要となります。それは、裁判等の争いが発生した時、「支給水準引下げの合理性」とともに、「合意に至るプロセス」が問われるからです。

(3) 既得権の保護に注意

支給水準の変更は、引き下げの合理性と従業員の合意があれば可能ですが、条件があります。それは、制度変更する時点で支給されるはずの退職金金額は保証する必要があるということです。いわゆる「既得権保護」ということです。



事務局だより

岐阜県中小企業資金融資制度が拡充されました！

- 電子商取引による販路拡大の取り組みを支援するため「産業活性化資金(電子商取引支援枠)」を創設
実施期間：平成21年12月1日から（融資目標額 [1億2千万円]に達した時点で終了）
融資限度額：300万円以内
融資利率：年1.4%
償還期間：5年以内（据置期間1年以内）
信用保証料：県が全額を負担
担保：原則として不要
保証人：金融機関または県信用保証協会所定の方法
- 「経済変動対策資金」の融資限度額を8,000万円から1億円に引上げ
実施期間：平成21年12月17日から
融資限度額：運転・設備併せて 1億円
融資利率：年1.4%
償還期間：運転7年以内 設備10年以内
（いずれも据置期間1年以内 ただし、セーフティネット保証5号を付する場合は2年以内）
信用保証料：0.35～0.9%（県が一律0.1%、信用保証料を負担）
担保：原則として不要
保証人：金融機関または県信用保証協会所定の方法
融資対象者や資金用途など、詳しくは県ホームページ
（<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11363/yuushi/index.htm>）をご覧ください。また、融資の申込・相談は、県制度融資取扱金融機関の県内店舗で受け付けております。なお、お申込みに際しては、金融機関及び県信用保証協会の審査があり、ご希望に添えない場合もございます。
- 問い合わせ先：県中小企業課 Tel：058-272-1111（内線3065・3066）

育児・介護休業法が改正されます！

少子化の流れを変え、男女ともに子育てや介護をしながら働き続けることができる社会を目指して、育児・介護休業法が改正されます。

★改正の主なポイント★

- 3歳までの子を養育する労働者を対象とした「短時間勤務制度(1日6時間)」及び「所定外労働時間の免除」の義務化
 - 子の看護休暇制度の拡充
 - パパ・ママ育休プラス（父母ともに育児休業を取得する場合、1歳2ヶ月までの間に1年間休業取得可能に）
 - 母親の出産後8週間以内に父親が育児休業取得した場合、2度目の育児休業の取得が可能に
 - 労使協定による専業主婦(夫)除外規定の廃止
 - 介護休暇の新設 など
- ※改正法の施行日など詳細は、
岐阜労働局協均等室（058-263-1220）までお問い合わせ下さい。



組合産品等販売力強化支援セミナーご案内

中央会では、組合や組合員企業の販売力を強化するため、様々な角度から多角的にセミナーを開催します。

セミナー名	テーマ	開催日
マーケティング力強化セミナー	売れるものづくり	1月25日(月)
プレゼンテーション強化セミナー	商品を売る手段	2月 1日(月)
マーケティング力強化セミナー (個別相談)	専門家による商品目利き会	2月 8日(月)
ネット販売戦略セミナー (事例発表+何でも相談会)	成功するネットビジネスモデルの構築	2月15日(月)

セミナーは県民ふれあい会館で開催します。詳しくは、先にご案内したチラシ、又は中央会ホームページをご覧ください。お問い合わせは、情報チームまで。

「下請ガイドライン説明会」開催しませんか？

我が国では、長い歴史の中で定着してきた取引慣行により、親事業者と下請事業者の取引環境の改善がなかなか図られにくい現状にあります。全国中央会では、下請適正取引の推進を図るため、ガイドラインの概要等に関する説明会の開催について支援しております。

詳細は、全国中央会ホームページ (<http://www.chuokai.or.jp/>)、又は岐阜県中央会・組織支援チームまでご相談下さい。

農商工連携「Platz」が開設

全国中央会では、農商工連携等人材育成事業ネットワークシステム「Platz」を開設しました。「Platz」は、パソコン上から研修を受講できる「eラーニングシステム」や、受講生や研修実施機関との交流の場とする「農商工連携Brain（ソーシャル・ネットワーク・サービスの機能を有した電子掲示板）」等を閲覧することができます。詳しくは、<https://www.noushoukou-platz.jp/>をご覧ください。

高度化融資の返済猶予対応について

(独)中小企業基盤整備機構では、年末金融対策の一環として、①返済期限延長の要件緩和、②単年度猶予の特例措置を講じ、県からの求めに応じ、高度化融資の返済猶予に弾力的に対応することとしております。

措置の実施期間は、平成23年3月末まで。詳しくは同機構ホームページ (<http://www.smrj.go.jp/>) をご覧ください。

「平成22年3月新規学校卒業生 合同企業説明会Ⅱ」開催について

岐阜労働局、県などが主催して、平成22年3月高校、大学、短大等卒業予定者を対象とした合同企業説明会が平成22年2月10日(水)の12時30分から16時まで、岐阜市文化センターで開催されます。

参加料は無料で、県内の事業所に係る高卒用求人又は大学等求人ハローワークに提出されている企業約50社の参加を予定しております。

参加希望の場合は12月28日までに岐阜労働局職業安定課(058-263-5519)までご連絡下さい。

最低賃金のお知らせ

岐阜県内のすべての労働者に適用される「岐阜県最低賃金」は、本年度は現行どおり据え置かれ696円(時間額)となっていますが、平成21年12月17日より県内の産業別最低賃金については、「電気」770円、「自動車」809円、「航空機」860円に改正されましたのでお知らせします。

詳しくは、岐阜労働局賃金室(058-245-8104)又は、最寄りの労働基準監督署までお尋ね下さい。

中央会日誌

<11月21日～30日>

- 26日 東海・北陸ブロック中央会会長会議(金沢市)
- 27日 官公需適格組合全国研修会(那覇市)

<12月1日～20日>

- 1日 技能実習生等受入適正化指針会議(グランヴェール岐阜)
- 4日 公正取引委員会の活動に関する関係団体との連絡会議(名古屋合同庁舎)
- 8日 第40回岐阜県国土利用計画審議会(県議会議棟)
- 10日 農商工連携等人材育成事業推進委員会(ふれあい会館)
- 14日 県緊急人材育成支援推進協議会(雇用・能力開発機構岐阜センター)
- 15日 情報連絡員会議(グランヴェール岐阜)
- 18日 県セルフ支援センター・委員会(県福祉農業会館)

中小企業のみなさまへ

セーフティネット(経営安定関連)5号^{※1} の認定書を活用した 「県制度融資」のご紹介

～県制度融資の貸付利率は固定利率となります～

1.

経済変動対策資金(岐阜県中小企業資金融資制度)^{※2}

制度の概要

- 最近の経済環境の変化により、一時的に売上の減少など業況悪化をきたしている中小企業のかたを支援する保証です。
- 貸付限度額 10,000万円 ← 平成21年12月17日より貸付限度額が増額されました。
- 貸付利率 年1.40%
- 信用保証料率 年0.60%

2.

返済ゆったり資金(岐阜県中小企業資金融資制度)^{※2}

制度の概要

- 既保証口を借換することにより資金繰りの安定が図れます。
- 貸付限度額 8,000万円
- 貸付利率 金融機関所定利率
- 信用保証料率 年0.70%

※1 セーフティネット(経営安定関連)5号の認定については市町村で行っておりますので申請手続きなどの詳細については各市町村窓口までお問い合わせください。

※2 本広告は制度の概要をご説明するものです。制度融資の詳細は取扱金融機関または当協会窓口までお問い合わせください。

ご注意: 取扱金融機関および当協会の審査の結果、ご希望に添えないこともございます。



岐阜県信用保証協会

URL: <http://www.cgc-gifu.or.jp>

本店 保証一課 TEL 058-276-6924 保証二課 TEL 058-276-6999

多治見支店 TEL 0572-22-3100 高山支店 TEL 0577-33-5014

中央会では、各種融資制度の紹介を行っております。中小企業者等に対する金融の円滑化を図るため「中小企業金融円滑化法」が12月4日に施行され、また、12月15日から「条件変更対応保証制度」がスタートしています。

国や県などでは、中小企業資金繰り対策が講じられております。詳しくは、岐阜県信用保証協会、又は中央会(058-277-1100)までお問い合わせください。

この広報紙は岐阜県からの助成を受けています。